

（地方評議委員會 常設の本員會以外にこの種を機算を設けずること  
は左の理由により必要である。

(1) 全國大會の決議地方的事務に移して實際に遂行する被方針決定の  
(2) 全國大會の決議及びその実行を組織員一様に徹底せしめるため（大會の決  
議に對して、単に少數の常設委員會の遂行の責任を負ふことは不充分である）

(3) 地方評議會の決定及び行動に一般組合員を参加せしめる（民主  
的集會中の精弊あり）

以上の理由に基づき、右の機算を設けたるゆゑ大會の名稱を降し、且  
つ一員をも縮少し、且つ職分をも明示し加

又、前會期と全國大會前とせしめて全國大會後とし加、即ち評議  
會は地方的決定を待つべき大會に臨むべき為である、大會の決定は其  
のいて之を地方的事情の下に適應せしめる意義を明かにし加  
のである。

〔決議〕 本創主大會は、全國大會の決議に基き、労働組合地方  
的協議會設置促進に向つて努力することを決議す。

〔理由〕 全國的總聯合の樹立は当面の急務である。これなくして  
は到底各々労働階級は資本の攻撃に對抗することは出来ぬ。  
これと共に全國大會の臨臨促進を決議し且つ以て外なるゆゑ、本  
案はこの大會の決議に即し、全国地方の各労働団体と協力し  
全國的協議會の成立の段階として、地方的協議會の設置を實  
現せんとする力である。

〔実行方法〕

A. 本地方評議會所屬各組合は所屬を要する他の労働  
団体に協議會設置を提唱し、これの成立を図ること。

2. 請願制度撤廢の件

(岡山是案の三労働組合提案)